

現場技術業務委託 共通仕様書（土木工事・農業農村整備・漁港漁場整備）  
新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>現場技術業務共通仕様書 （土木工事・農業農村整備・漁港漁場整備） 第1章 総則</p>	<p>現場技術業務共通仕様書 第1章 総則</p>
<p>第1条～第2条31 &lt;略&gt;</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>31. 「情報共有システム」とは、<b>監督</b>職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>32. 「書面」とは、<b>打合せ簿等の帳票をいい</b>、発行年月日を記録し、記名（署名又は、押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第2条33～第2条37 &lt;略&gt;</p> <p>第3条～第11条 &lt;略&gt;</p> <p>第12条 関連法令及び条例の遵守</p> <p>2. 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、<b>当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守について周知徹底</b>し、その結果を発注者へ報告するものとする。</p> <p>第13条～第21条 &lt;略&gt;</p> <p>第22条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第23条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p>	<p>第1条～第2条31 &lt;略&gt;</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>31. 「情報共有システム」とは、<b>調査</b>職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>32. 「書面」とは、<b>(追加)</b>発行年月日を記録し、記名（署名又は、押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第2条33～第2条37 &lt;略&gt;</p> <p>第3条～第11条 &lt;略&gt;</p> <p>第12条 関連法令及び条例の遵守</p> <p>2. 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、<b>以下の項目を実施</b>し、その結果を発注者へ報告するものとする。</p> <p><del>（1） 当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守についての周知徹底。</del></p> <p>第13条～第21条 &lt;略&gt;</p> <p>第22条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）<del>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</del>等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第23条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p>

現場技術業務委託 共通仕様書（土木工事・農業農村整備・漁港漁場整備）  
新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （関係法令等の遵守） 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 （行政情報の目的外使用の禁止） 受注者は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>第24条～第25条 &lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 現場技術業務</p> <p>第26条 &lt;略&gt;</p> <p>第27条 業務内容 受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、次に示す内容を行うものとする。</p> <p>1. 業務対象工事の契約の履行に必要な資料の作成 （1） 受注者は、監督職員との打合せ及び指示等により工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、監督職員に提出するものとする。 （2） 受注者は、監督職員との打合せ及び指示等により工事受注者から提出（提出、承諾及び協議）された資料と設計図書との照合を行い、監督職員に提出するものとする。</p> <p>2. ～3. &lt;略&gt;</p> <p>4. 業務対象工事の積算に必要な資料の作成 （1） 工事発注（変更）図面の作成及び数量総括表の作成 受注者は、業務対象工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注（変更）図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料作成に当たって応力計算、安定計算等は含まない。 （2） 積算資料作成 受注者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。 発注者から貸与される工事施工のための工程計画及び架（仮）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出整理を行うものとする。 （3） 積算システムへの積算データ入力 受注者は、島根県建設工事積算基準等の積算基準類及び（1）（2）の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を積算システム上で保存し監督員へ提出することとする。また、設計書は出力後確認チェックを行うこととする。</p>	<p>2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （関係法令等の遵守） 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 （行政情報の目的外使用の禁止） 受注者は、発注者の許可無<del>く</del>本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>第24条～第25条 &lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 監督に関する現場技術業務</p> <p>第26条 &lt;略&gt;</p> <p>第27条 業務内容 受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、次に示す内容を行うものとする。</p> <p>1. 業務対象工事の契約の履行に必要な資料の作成 （1） 受注者は、監督職員との打合せ及び指示等により工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、監督職員に提出するものとする。 （2） 受注者は、監督職員との打合せ及び指示等により工事受注者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、監督職員に提出するものとする。</p> <p>2. ～3. &lt;略&gt; （追加）</p>

現場技術業務委託 共通仕様書（土木工事・農業農村整備・漁港漁場整備）  
新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第28条 &lt;略&gt;</p> <p>第29条 積算システムの利用</p> <p>1. 積算システムの利用にあたっては、以下に該当するパソコン及びネットワーク環境で利用する。また、システムを利用するインターネットIPアドレスを監督員へ報告すること。</p> <p>(1) パソコン及びソフトの仕様</p> <p>一 Microsoft Windows11 以降</p> <p>二 MicrosoftEdge (InternetExplorerモード)</p> <p>三 Excel 2016 以降</p> <p>四 AdobeReaderDC</p> <p>(2) パソコン及びソフトの仕様</p> <p>一 IPv4の固定IPアドレスが取得可能なインターネット環境であること</p> <p>二 (1) のパソコンが(2)一 のネットワーク環境へ接続可能であること。</p> <p>2. システムの利用にあたっては、導入手引書（以下、手引書）を確認したうえで利用する。</p> <p>また手引書の更新があった場合は、システムへ掲載するので、常に最新の手引書を把握しておくこと。</p> <p>第30条 セキュリティ対策事項</p> <p>システム利用に当たっては以下のセキュリティ対策を実施すること。また、以下に定める事項のほか「島根県情報セキュリティポリシー」により不正アクセス、情報資産の漏えい等に対する情報セキュリティ対策を行うこと。</p> <p>1. 認証・アクセス管理の徹底に関する事項 (1) システムへのアクセスには、個別に発行されたIDとパスワードを使用し、他者への貸与・共有を禁止する。また、システムに設定されているIDおよびパスワードをパソコンやその他の記録媒体に保存しないこと。</p> <p>(2) システムへ接続する業務用パソコンのグローバルIPアドレスを事前に登録申請し、許可されたIPアドレス以外からアクセスは行わないものとし、複数の場所からアクセスする場合は、そのすべてのグローバルIPアドレスを事前に登録・申請すること。また、登録したグローバルIPアドレスに変更が生じた場合、監督員へ速やかに連絡し変更手続きを行うこと。</p>	<p>第28条 &lt;略&gt;</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

現場技術業務委託 共通仕様書（土木工事・農業農村整備・漁港漁場整備）  
新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>2. パソコン本体のセキュリティ対策に関する事項</p> <p>(1) 利用するOSは、サポート期間内のバージョンを使用するものとし、OS及びウェブブラウザ（Microsoft Edge）、システム利用に必要なアプリケーション（Adobe Acrobat Reader、Officeソフト）は、最新のセキュリティパッチが適用された状態を保つこと。また、自動アップデート機能を有効にし、パッチ適用後は必ず再起動すること。</p> <p>(2) 商用または同等レベルの信頼性を持つウイルス対策ソフトウェア（※1）を導入し、ウイルス定義ファイル（パターンファイル）は、自動で更新される設定とし、常に最新の状態を保つこと。また、週1回以上、システム全体のフルスキャンを実施すること。ウイルス等が検出された場合は、速やかに監督員へ報告し、指示に従うこと。</p> <p>※1 トレンドマイクロ社、ノートン社、マカフィー社等市販の製品</p> <p>(3) 業務に関係のないアプリケーション、ゲーム、P2Pソフトウェア、フリーウェア等はインストールしないこと。また、ライセンス違反のソフトウェアや出所不明のソフトウェアの導入・使用は禁止するものとする。</p> <p>3. データ管理に関する事項</p> <p>1) USBメモリ、SDカード、外付けHDDなどの外部記録媒体へシステムを利用して作成したデータ（設計書）の保存については、原則禁止とする。 電子成果品納品等のため、外部記録媒体への保存が必要となる場合については、監督員と協議のうえ保存すること。</p> <p>2) 業務用パソコン内に保存された業務上不要となったデータ（一時ファイル、ダウンロードファイル、キャッシュデータ等）は、定期的に完全に削除すること。</p> <p>4. 情報セキュリティインシデント発生時および緊急時対応</p> <p>1) 業務用パソコンのウイルス感染、不正アクセス、マルウェア検出、情報漏洩の可能性、盗難・紛失等の情報セキュリティインシデントが発覚した場合は、直ちに監督員へ報告すること。また、システムの不具合、異常な動作、エラーメッセージ等が頻発する場合も速やかに報告すること。</p> <p>2) 情報セキュリティインシデント発生時は、速やかに業務用パソコンの使用を中断し、監督員からの指示に従い、証拠保全に協力するとともに、調査や復旧作業に全面的に協力すること。</p> <p>第31条 報告</p> <p>第32条 成果物</p>	<p>第29条 報告</p> <p>第30条 成果物</p>